

(茂仁香会東京支部会則改正案)

茂仁香会東京支部会則

<総 則>

(名 称)

本会は、札幌聖心女子学院同窓会茂仁香会東京支部と称する。

(目 的)茂仁香会東京支部設立の主旨

茂仁香会東京支部は本部が札幌にあるため、本部の意向のもとに、本部に代わり直接参加協力できない同窓会活動を行うことを目的とする。

(事業内容)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。本部の承認なき活動に関しては、同窓会の公的活動としては認められない。

- 1 支部長は日本聖心会同窓会（JASH）理事会に会長代行として出席する。
- 2 日本聖心同窓会から要請のある同窓会活動に対して本部に代わり参加、協力する。
- 3 支部総会
- 4 支部同窓会
- 5 その他、目的を達成するために必要な活動
- 6 年度末には年間の支部活動について、書面を以て本部役員会へ事業報告をするものとする。

<会 則>

(資 格)

- 1 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、群馬県、山梨県、静岡県、栃木県、在住者の正会員及び準会員
- 2 上記の地域以外に在住する正会員及び準会員の希望者

<役 員>

支部長1名 副支部長2名 書記2名 会計2名

(改正案) 原則として支部長1名 副支部長1名 書記1名 会計1名 支部会計監査2名

相談役は元役員 会計監査は本部会計監査

(改正案) 相談役は元役員 会計監査は支部会計監査

(役員を選出法)

- 1 支部役員は正会員のうちから推薦された候補者につき、支部役員会において選任し、本部役員会の承認を経て、支部総会で承認するものとする。
- 2 学年幹事は、各回卒業生ごとに1名選出する。

(任 期)

支部長、副支部長、書記、会計の任期は原則として2年とする。

(改正案) 役員任期は原則として2年とする。

<会 議>

- 1 通常支部総会は毎年1回会長と支部長が招集する。
- 2 臨時支部総会の招集は認められない。但し、会長が必要と認めた時は、その限りではない。
- 3 支部総会においては議決権は有しない。

<会 計>

- 1 本会の会計年度は毎年3月1日にはじまり翌年2月末日に終わる。
(改正案) 1 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
- 2 本部会計予算案は、本部役員会及び総会の承認を必要とする。
(改正案) 2 支部会計予算案・収支計算書は、本部役員会及び総会の承認を必要とする。
- 3 会計報告は本部総会、支部総会において行われる。

<慶弔に関する諸事項>

会長が必要と認めたとき、支部の名前で慶弔事を行う。

<会則の変更>

本会則は、支部役員会及び総会において、各々3分の2以上の賛成を以て提出された案を、本部役員会において3分の2以上の賛成を以て動議とし、本部総会において3分の2以上の賛成を得なければ変更することができない。

<細 則>

本会則施行についての細則は必要に応じて、本部役員会及び総会の議決を以て別に定める。

<付 則>

本会則は、1990年に作成されたものである。1991年4月1日をもって効力を発する。
本会則は、2020年改定。2020年4月11日をもって効力を発する。

